

社会福祉法人 友愛会 定款

第一章 総則

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第一種社会福祉事業
 - (イ) 特別養護老人ホームの経営
- (2) 第二種社会福祉事業
 - (イ) 老人短期入所事業の経営
 - (ロ) 老人短期入所施設の経営

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人友愛会という。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、（地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等）を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の主たる事務所を岐阜県山県市大字大門字大岡803番地、従たる事務所を岐阜県岐阜市大字長良福光字松原161番地1に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員7名以上9名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第七条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議

員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
- 3 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

(評議員の報酬等)

第八条 評議員に対して、各年度の総額が200,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第三章 評議員会

(構成)

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第一一条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第十二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第十三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第一四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに署名し、又は記名押印する

第四章 役員及び職員

（役員の定数）

第一五条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上8名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち一名を理事長とする。

（役員の選任）

第一六条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第一七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第一八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第一九条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

（役員解任）

第二〇条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員報酬等）

第二一条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第二二条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

第二三条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二四条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第二五条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第二六条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第二七条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
 - (1) 岐阜県山県市大字大門字大岡 803 番地所在の鉄筋コンクリート 4 階建特別養護老人ホーム 1 棟 (4,309.19 平方メートル)
 - (2) 岐阜県山県市大字大門字大岡 803 番地所在の特別養護老人ホーム敷地 (5,015.85 平方メートル)
岐阜県山県市大字大門字大岡 803 番地 3 所在の特別養護老人ホーム敷地 (593.57 平方メートル)
 - (3) 岐阜県岐阜市大字長良福光字松原 161 番地 1
岐阜県岐阜市大字長良福光字生田 223 番地 8 所在の鉄筋コンクリート 5 階建短期入所生活介護 1 棟 (3283.2 平方メートル)
 - (4) 岐阜県岐阜市大字長良福光字松原 161 番地 1 所在の

介護施設敷地（1,342.09 平方メートル）
岐阜県岐阜市大字長良福光字生田 223 番地 8 所在の
介護施設敷地（133.38 平方メートル）

- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第二九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、岐阜県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、岐阜県知事の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第三〇条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第三一条 この法人の事業計画書及び、収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第三二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第三三条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三四条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三五条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第七章 解散

(解散)

第三六条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第三七条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第八章 定款の変更

(定款の変更)

第三八条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、岐阜県知事の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を岐阜県知事に届け出なければならない。

第九章 公告の方法その他

(公告の方法)

第三九条 この法人の公告は、社会福祉法人友愛会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四〇条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員、評議員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	岩砂	和雄
理事	岩砂	三平
理事	鳥澤	英紀
理事	遠渡	豊寛
理事	臼井	公之
理事	和田	秋由
理事	長縄	雅子
理事	川島	清夫

理 事	櫻井 謙吉
理 事	川田 久義
監 事	戸田 一彦
監 事	高屋 恒雄

この規定は、平成13年8月1日から施行する。

この改正定款は、平成14年4月1日から施行する。

この改正定款は、平成15年5月10日から施行する。

この改正定款は、平成17年9月9日から施行する。

この改訂定款は、平成18年3月29日から施行する。

この改訂定款は、平成19年9月1日から施行する。

この改訂定款は、平成20年4月1日から施行する。

この改訂定款は、平成23年10月1日から施行する。

(役員任期)について、平成23年8月19日現在理事の者の任期は第6条にかかわらず平成25年3月31日までを任期とする。

この改訂定款は、平成25年12月8日から施行する。

この改訂定款は、平成29年4月1日から施行する。

社会福祉法人 友愛会 定款細則

(根拠)

第1条 この細則は、社会福祉法人友愛会(以下「法人」という)が定める定款(以下「定款」という)第27条の規定に基づき、法人の業務執行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この細則は、法人の日常業務運営並びに法人の経営にかかる老人福祉施設等業務運営に関し、理事会及び評議員会の業務決定事項並びに理事長、施設長及び事務長の職務権限を明確にし、法人の業務運営の円滑かつ適正な執行を図ることを目的とする。

(業務の決定と職務権限)

第3条 定款第9条の規定による理事会及び評議員会の決定事項については、別表1のとおりとする。

2 理事長、施設長及び事務長の職務権限については、別表2のとおりとする。

(報告事項)

第4条 理事会及び評議員会へ報告すべき業務はつぎのとおりとする。

- (1) 監事の監査結果
- (2) 監督官庁が実施した検査又は調査の結果(改善指示がある場合は、その改善状況)。
- (3) その他理事から報告を求められた事項。

(理事会及び評議員会の招集)

第5条 理事長は、理事会及び評議員会を招集しようとするときは、開催日の少なくとも2週間前までに、開催の日時、場所及び付議事項を各理事及び監事に通知しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

(資料の提出)

第6条 理事長は、理事会及び評議員会において議事の審議に必要な資料等を整備作成し、事前にこれを提出するものとする。

(関係者の出席)

第7条 議長は、必要あるときは職員関係者の出席を求め、提出議案の内容等について説明させる事ができる。

(開会及び閉会)

第8条 理事会及び評議員会の開会及び閉会は、議長が宣言する。

(表決の方法)

第9条 理事会及び評議員会の表決方法は、挙手による。

2 議長は、理事に異議がないと認めたときは、これを確認し、表決の手続きをとらないで、可決したものとして、その旨を宣言する事ができる。

(議事録等)

第10条 理事会及び評議員会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 開催年月日及び時間
- (2) 開催場所
- (3) 出席者氏名
- (4) 理事現員
- (5) 定足数に関する規定(定款の引用)
- (6) 議事録署名人(2名の選出)
- (7) 議案
- (8) 議案に関する発言の内容
- (9) 議案に関する審議の結果
- (10) 議長及び議事録署名人の署名又は記名押印、年月日
- (11) その他必要と認めた事項

(理事会及び評議員会等への参加)

第11条 監事は、理事会及び評議員会に出席した場合において、議決に加わることはできない。

(監事の監査)

第12条 定款第11条の規定に基づく監事の監査実施計画及び実施要領の細目につ

いては、両監事が協議の上決定するものとする。

- 2 監事は、監査にあたっては、理事会議事録及び事業計画を審査し、事業の実施状況の適正を確認するとともに事業報告書原案を精査し、あわせて経理諸帳簿と証憑書類を照合し、法人の活動結果が適正に表示されていることを確認するものとする。
- 3 監事は、前項の監査のほか必要と認めるときは、法人の運営事業の実施状況等について随時必要な時期に監査を実施する事ができる。

(監査報告書)

第 13 条 監事は、監査終了後、監査報告書を作成し、記名捺印の上、理事会に報告するものとする。

(役員を選任)

第 14 条 理事会において選任された次期役員となるべき者は、就任承諾書を理事長あて提出しなければならない。

2 理事長は、次期役員となるべき者に対し委嘱状を交付する。

(中途退任)

第 15 条 理事は、やむを得ない事由により任期の途中で退任しようとするときは、あらかじめ理事長に書面で届け出るものとする。

(役員報酬)

第 16 条 理事、評議員及び幹事の報酬は、1 回 8,000 円支給する。交通費については友愛会旅費規程による) を支給する。但し事務局員は無給とする

附則 この細則は、平成 18 年 12 月 1 日から施行する。

この細則は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

この細則は、平成 29 年 月 日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

理事会の法人業務決定事項

定款第 9 条の規定による業務決定事項の内容

- 1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
- 2) 予算外の新たな業務の負担又は権利の放棄
- 3) 定款の変更
- 4) 合併
- 5) 解散及び解散した場合の残余財産の帰属者の選定
- 6) 社会福祉事業に係る許認可、寄付金の募集その他所轄庁等の許可を受ける事項
- 7) 定款細則、経理規程等社会福祉法人の運営に関する規則の制定及び変更
- 8) 施設長の任命その他重要な人事
- 9) 金銭の借入、財産の取得、処分等にかかる契約
- 10) 役員報酬に関する事項
- 11) その他、法人の業務に関する重要事項

別表2(第3条関係)

事案決済先決事項

No. 1

No.	業 務 の 内 容	事 務 長	施 設 長	理 事 長	備 考
1	法人業務の基本に関すること			○	
2	理事会の招集及び議案の提出に関すること			○	
3	規定、規則等の制定・改廃に関すること			○	
4	予算の編成及び決算に関すること			○	
5	予算の流用・予備費の支出			○	
6	設備資金の借入に係る契約で予算の範囲のもの			○	
7	予算内の支出に関すること		○	○	① 1件5万円以上 ② 1件5万円未満
8	立替金・仮払い金に関すること		○	○	① 1件10万円以上 ② 1件10万円未満
9	公示・公告に関すること			○	
10	寄附の募集及びその受領に関すること			○	
11	現金・預金の出納及び管理に関すること	○	報		
12	債権の免除・効力の変更に関すること			○	
13	法人の組織及び権限に関すること			○	
14	官公庁に対する許認可申請及び届出に関すること		○	○	①重要事項 ②簡易事項
15	業務上の契約の締結・解除に関すること			○	1 工事又は製造の請負、 250万円以下
				○	2 食料品・物品等の買入 れ、160万円以下
			○	報	予算計上されている契約 額が1件100万円以下
16	各種保険の締結・解除に関すること		②	①	①新規加入・解除 ②継続
17	職員の採用及び休職・退職等に関すること			○	施設長(理事会にて議決)
			○	報	施設長以外
18	職員の休暇・欠勤・職務免除等に関すること			○	施設長
		○	報		施設長以外
19	職員の給与の決定に関すること			○	
20	職員の表彰・制裁・解雇に関すること			○	

No.	業 務 の 内 容	事務 長	施設 長	理事 長	備 考
21	職員の扶養・通勤等諸手当に関すること	○	報		
22	職員の勤務配置と担当業務に関すること	○	報		
23	職員の人事記録及び身分証明に関すること	○	報		
24	職員の慶弔に関すること		○	報	主要職員
		○	報		その他職員
25	職員健康診断に関すること	○	報		
26	衣服貸与に関すること	○	報		
27	月間・年間行事予定に関すること	○	報	報	
28	利用者日常の処遇に関すること	○	報		
29	利用者の預かり金の日常管理に関すること	○	報		
30	金庫の管理に関すること	○	報		
31	会計諸帳簿及び証拠書類の整理・保管に関するこ	○	報		
32	施設設備の保守管理・物品の修理に関すること	○	報	報	
33	器械器具・備品・消耗品の管理に関すること	○	報		
34	自動車の運行管理に関すること	○	報		
35	職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること	○	報		
36	職員の研修及び出張に関すること			○	施設長
		○	報		施設長以外
37	奨学資金に関すること			○	
38	諸証明に関すること	○	報		
39	金融機関の指定に関すること			○	
40	公印保管に関すること	○	報		

※ 先決事項のうち、法人運営に重大な影響があるものを除く。

「報」は、先決後の報告事項。